

豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託
プロポーザル実施要領

平成29年11月13日
豊中市伊丹市クリーンランド

目 次

1. 目 的	1P
2. 対象業務	1P
3. 日 程	1P
4. 参加資格要件	2P
5. 参加表明手続等	2P
6. 企画提案書作成要領	4P
7. 審査方法	5P
8. 二次審査の結果通知及び公表	8P
9. 失格事項	8P
10. 契約に関する基本事項	8P
11. 留意事項	8P

豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）が発注する環境学習事業運営等業務委託の契約にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最優秀提案者（契約予定者）を選定する場合において、遵守すべき事項を定め、契約の公正性及び客観性を確保することを目的としています。

2. 対象業務

(1) 業務名称

豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務

(2) 業務内容

クリーンランドが両市市民の交流拠点として、多様な環境学習メニューを提供し、市民との協働による循環型社会の形成を推進し、環境にやさしい3R（リデュース・リユース・リサイクル）のライフスタイルづくりをめざして、平成30年度から3年間に亘り継続的に以下の業務を行う。

- 1) リサイクルプラザと焼却施設の一体的な環境学習業務の運営
- 2) クリーンランドにおける学習プログラムの開発、提案と実施
- 3) クリーンランドひろばと展望フロアの有効活用に向けた環境学習に関連した事業の企画・提案と行事の実施
- 4) その他業務については、別紙、「発注仕様書」参照
- 5) 最優秀提案者に選定された団体は、企画提案に基づき業務仕様書及び業務実施計画書を作成

(3) 業務実施期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間。

(4) 予算額

委託料の上限は、総額 金 69,891,000円（内消費税及び地方消費税は含まない。）

年額の上限は、平成30年度 23,297,000円

平成31年度 23,297,000円

平成32年度 23,297,000円

(5) 所管担当課

クリーンランド再資源・搬入課

3. 日程

1	公募（実施要領等は、13日より配布）	平成29年11月13日（月）～11月20日（月）
2	現地説明会	平成29年11月21日（火）（ごみ焼却施設7階大会議室）
3	質問の受付	平成29年11月15日（水）～11月22日（水）
4	質問に対する回答	平成29年11月27日（月）
5	参加表明書の提出	平成29年11月28日（火）～11月30日（木）

6	企画提案書の提出	平成 29 年 12 月 1 日（金）～12 月 11 日（月）
7	一次審査（書類選考）	平成 29 年 12 月 22 日（金）
8	一次審査結果通知	平成 29 年 12 月 26 日（火）
9	二次審査（プレゼンテーション）	平成 30 年 1 月 7 日（日）（ごみ焼却施設 7 階大会議室）
10	二次審査結果通知（最優秀提案者）	平成 30 年 1 月 11 日（木）
11	契約締結	平成 30 年 1 月 24 日（水）
12	業務実施	平成 30 年 4 月 1 日（日）

4. 参加資格要件

参加資格者については、両市の市民公益活動団体の内、環境問題を活動分野としている団体（法人格は問わない）とし、以下の全ての要件を満たしていることとします。

- (1) 活動拠点が豊中市・伊丹市域内の何れかで、環境問題をテーマに取り組んでいること。
- (2) 環境問題に関する取組み実績を 1 年以上有すること。
- (3) 法人又は代表者が次の事項に該当しないこと。
 - 1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている又は暴力団の構成員等の統制下にある法人及び団体。
 - 2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日法律第 147 号）」に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある法人及び団体。
 - 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する法人及び団体。
- (4) 豊中市から入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていないこと。

5. 参加表明手続等

(1) 募集期間

平成 29 年 1 月 13 日（月）午前 9 時から 1 月 20 日（月）午後 5 時まで

(2) 実施要領の配布

本プロポーザルへの参加を希望する団体は、平成 29 年 1 月 13 日（月）から 1 月 20 日（月）（但し、土曜日、日曜日を除く。）までの午前 9 時から午後 5 時までの間、クリーンランド再資源・搬入課（焼却施設 6 階事務室）において、豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）等を配布します。

また、クリーンランドホームページから、公募開始日の 1 月 13 日（月）より、ダウンロードすることができます。

(3) 資料の配布

募集期間内に、(7) 提出先へ申し出ることにより、以下の資料を配布します。

【クリーンランドで配布する資料】

- ①ごみ焼却施設（パンフレット）
- ②リサイクルプラザ（パンフレット）

【クリーンランドホームページからも、ダウンロードできる資料】

- ①豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル実施要領
- ②豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託発注仕様書
- ③年報資料「ひと目で分かるクリーンランド」
- ④豊中市伊丹市クリーンランド環境学習基本方針
- ⑤豊中市伊丹市クリーンランド環境方針
- ⑥跡地利用計画図

(4) 現地説明会

1) 開催日時

平成29年11月21日(火) 午後1時30分 から

※) 現地説明会に出席しない団体は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

2) 開催場所

ごみ焼却施設 7階 大会議室

(5) 提出書類

【提出書類と部数】

区分	必要書類	部数
1. 表紙(鑑)	プロポーザル参加表明書(様式第1号)	1部
2. 印鑑証明書	法人等の印鑑証明書	1部
3. 誓約書	誓約書(様式第2号)	1部
4. 処分歴等	公募日から過去3年以内の処分歴等(様式第3号)	1部
5. 納税証明書	直近1年間の法人税・消費税及び地方消費税、法人市民税等 ※書類提出時点で発行後3か月以内のものに限ります。	各1部

(6) 提出方法と提出期限

プロポーザルに参加を希望する団体は、参加表明書(様式第1号)に所定の書類を添付のうえ、平成29年11月28日(火)午前9時から11月30日(木)午後5時までに、下記の提出先に持参してください。また、郵送(書留郵便に限る。)により提出する場合においても、提出期限の午後5時必着とします。

(7) 提出先

〒561-0806 大阪府豊中市原田西町2番1号

豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課

(電話) 06-6841-5394 (FAX) 06-6845-6194

(メールアドレス) clean.saishigen@toyotami-cleanland.jp

(8) 質問及び回答

1) 質問の受付期間

平成29年11月15日(水)午前9時から11月22日(水)午後5時までとします。

2) 質問書及び送付先

参加表明書及び企画提案書等に関する質問は、実施要領に定める質問書（様式第4号）に記載のうえ、提出先のメールアドレス又はFAX番号あてに送信してください。

なお、電話での質問の受け付けはいたしません。

3) 回答方法

質問の回答は、平成29年11月27日（月）に、クリーンランド再資源・搬入課より、メール又はファックスにて現地説明会参加者へ一括回答いたします。

6. 企画提案書作成要領

プロポーザルに参加を希望する団体は、実施要領並びに発注仕様書に沿って、クリーンランド環境学習事業の趣旨を理解したうえで、各提案様式に基づき作成するものとします。

(1) 提出書類及び部数

1) 共通事項

①A4版普通紙を縦置き左綴じとし、文章は横書き、文字サイズは11ポイント程度としてください。（A3版を使用するときは、3つ折りで綴じてください。）

なお、カラー印刷及び両面印刷は可とし、ページ数（表紙・目次についてはページ数に含みません。）を付してください。

②企画提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述してください。

2) 提出書類

下記の【提出書類一覧】に基づき、紙ベースで作成し提出してください。

3) 提出部数

参加資格者は、企画提案書の正本1部、副本6部を提出してください。なお、副本6部については、参加資格者が判明できる記載、表現（照合、実印）等は黒塗りするなどにより、判明しないようにしてください。

【提出書類一覧】

No	区分	必要書類	様式	提出部数
1	企画提案書（鑑）	印鑑は実印を押印すること。 個人の場合は、市町村長等が証明する代表者の印鑑。法人の場合は、法務局が証明する代表者の印鑑。ただし、平成29年度豊中市入札参加資格を有している者は、豊中市に届け出ている使用印鑑を押印すること	提案様式1	正本1部 副本6部
2	団体の事業概要	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式2	正本1部 副本6部
3	団体の事業実績	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式3	正本1部 副本6部
4	業務実施体制	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式4	正本1部 副本6部

5	配置予定者の 経歴等	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式5	正本1部 副本6部
6	環境学習事業の 考え方	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式6	正本1部 副本6部
7	業務の実施計画	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式7	正本1部 副本6部
8	見積書	任意様式とします（消費税は含まない）	—	正本1部

※ 企画提案書の作成にあたっては、企画提案書（提案様式 1～ 7）の各様式に示す留意事項を確認してください。

(2) 提出方法と提出期間

プロポーザルに参加を希望する団体は、必要書類を持参又は郵送で提出してください。提出期間は、平成29年12月1日（金）午前9時から12月11日（月）午後5時必着とします。郵送（書留郵便に限る。）の場合も、同様とします。但し、持参の場合は土曜日、日曜日は除きます。

(3) 提出先

クリーンランド再資源・搬入課

(4) 記入上の注意事項

- ①企画提案にかかる費用は、参加者の負担とします。
- ②企画提案は、1団体につき1案とします。
- ③企画提案書の内容について、確認の連絡をさせていただく場合がございます。
- ④提出書類は、返却しません。

(5) 著作権等の取扱い等

実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとします。ただし、採用した提案書の著作権は、クリーンランドに帰属するものとします。

また、採用・不採用に関わらず、クリーンランドは本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で 사용할 ことができることとします。

7. 審査方法

(1) 審査委員会の設置

クリーンランド内に、「豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、同審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

(2) 審査委員会の構成

5名で構成します。

(3) 審査

1) 一次審査（書類審査）

次の日程で、一次審査を行います。

ア) 開催日：平成29年12月22日（金）

イ) 開催場所：焼却施設 6階 第3会議室

ウ) 結果発表

- ① 書類審査を行い、一次審査通過者（最大4団体）を決定します。
- ② 一次審査を通過した団体には、その旨と二次審査の案内、その他の参加者には、選外となった旨を、平成29年12月26日（火）に文書で送付するとともに、メール又はファックスでも通知します。

エ) 審査内容

一次審査（書類選考）では、企画提案書と見積書の内容について、参加団体ごとに点数評価を行い、評価点数の合計が高い上位4位までを選考します。

審査項目の配点は、

- ① 次項の表【審査項目と配点】の一次審査欄に示した配点とし、審査項目1)の配点を15点、審査項目2)の配点を30点、審査項目3)の配点を10点とし、合計55点満点とします。

但し、処分歴による減点項目に該当する場合は、審査項目2)から最大6点の減点を行います。

- ② 審査項目に対する採点は、各審査内容に基づき最高評価点を5点とし、以下4点、3点、2点、1点の5段階区分とします。
- ③ 審査委員5人の合計点を275点満点とし、最低基準点については満点の5割以上（5人の場合は138点）とします。

なお、最低基準点に満たない参加団体は選外とします。

- ④ 第4位の評価点数が同点の場合は、審査委員会委員の合議により順位を選定します。
- ⑤ 参加者が1団体でも審査を行い、各審査委員の評価点合計が最低基準点以上であることを確認し、一次審査通過者として選定します。

一次審査での評価点数は、下記の二次審査における評価点数と合わせて集計されます。

2) 二次審査（プレゼンテーション）

次の日程で、二次審査を行います。

ア) 日 時：平成30年1月7日（日）9時30分から

イ) 開催場所：ごみ焼却施設 7階 大会議室

ウ) 集合時間：9時（同施設 7階 議場控室：発表順の抽選及び事前説明等）

エ) 提案方法

- ① プレゼンテーションは公開で実施します。発表者は各団体とも3人以内とし、配置予定者の経歴等（提案様式5）に記載の常勤の者とします。

発表者以外の関係者は、傍聴者としてプレゼンテーションを傍聴することとします。

- ② 発表順は、当日会場にて抽選により決定します。

プレゼンテーションの時間配分は、説明時間20分、審査委員との質疑応答を25分とします。

- ③ 発表は、企画提案書の提案事項に基づき説明を行います。クリーンランドが用意するプロジェクター及びスクリーンを使用してのプレゼンテーションを可とします。

なお、パソコンは各団体で用意し、現地説明会時に接続確認をしてください。その他の

OHP等の視聴覚機器は使用できません。

また、説明を補足するために新たな資料を配布する場合は、A4又はA3サイズとし、枚数は2枚以内とします。(両面印刷可、部数は6部用意)

オ) 欠席者の取扱い：二次審査に欠席した場合は、失格とします。

カ) 審査内容

二次審査(プレゼンテーション)では、企画提案書の内容について各団体ごとに発表し、質疑応答を通して点数評価を行います。

審査項目の配点は、

- ① 下記の表【審査項目と配点】の二次審査欄に示した配点とし、審査項目1)の配点を15点、審査項目2)の配点を30点とし、合計45点満点とします。
- ② 審査項目に対する採点は、各審査内容に基づき最高評価点を5点とし、以下4点、3点、2点、1点の5段階区分とします。
- ③ 審査委員5人の合計点を225点満点とし、最低基準点については満点の5割以上(5人の場合は113点)とします。

なお、最低基準点に満たない参加団体は選外とします。

キ) 最優秀提案者の決定

- ① 一次審査(書類審査)の評価点数と二次審査(プレゼンテーション)の評価点数を合計し、最も高い評価点数の団体を評価順位1位とし、次に高い団体を2位として順位を決定します。
- ② 評価点数の合計が1位の団体を最優秀提案者(契約予定者)として、契約の交渉を行うものとします。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点数の合計が高い団体から順次交渉を行います。
- ③ 評価点数の合計が同点の場合は、審査委員会委員の合議により選定します。
- ④ 参加者が1団体になった場合でも審査を行い、各審査委員の評価点合計が最低基準点以上で最優秀提案者(契約予定者)として選定します。

【審査項目と配点】

審査項目	審査内容	一次	二次
		配点	配点
1) 管理運営体制に関する項目 (一次15点・二次15点) 合計(30点)	① 事業継続が可能な実効性のある運営体制か。	5	5
	② 事故防止等緊急時の対応が可能な体制があるか。	5	5
	③ 環境問題及び環境教育に関する取組み実績があるか。	5	5
2) 企画提案に関する項目 (一次30点・二次30点) 合計(60点)	① 3Rの推進を基本としたクリーンランド環境学習基本方針と整合しているか。	5	5
	② 市民・事業者・行政等との協働性と独自ネットワークを活用した提案か。	5	5
	③ クリーンランドを拠点とした事業の独自性・創意工夫がなされているか。	5	5

	④魅力的な企画により、参加者の確保が期待できる提案か。	5	5
	⑤豊中市伊丹市両市の環境問題を理解した提案か。	5	5
	⑥地域の特性、市民ニーズ等を反映した提案か。	5	5
* 処分歴等による減点	⑦公募日から過去3年以内に処分歴があるか。	減点	—
3) 見積額（消費税は含まない）（10点）	①見積価格は妥当か。	10	—

8. 二次審査の結果通知及び公表

- (1) 二次審査の結果については、平成30年1月11日（木）に、二次審査の参加団体あてに文書で通知します。なお、審査内容や結果に関する異議は認めません。
- (2) 二次審査の結果については、「豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、クリーンランドホームページで公表します。
- (3) 電話等による結果の問合せは不可とします。

9. 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 公募の日から契約締結日までに参加資格要件に欠く事態が生じた場合

10. 契約に関する基本事項

- (1) 最優秀提案者の選定後、速やかに企画提案書の内容に基づき、クリーンランドと協議のうえ、業務内容を確定（業務仕様書の作成）し、契約を締結します。
- (2) 最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を最優秀提案者とします。
- (3) 契約に至った者は、契約保証金の納付又は履行保証保険の締結を行ってください。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上をクリーンランドに納付。

○履行保証保険の契約をする場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間にクリーンランドを被保険者とする履行保証保険契約を締結。

11. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りでないものとします。
- (3) 提出された書類等は返却しないものとします。

- (4) 採用された提案書等の提出物の著作権は、クリーンランドに帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 本プロポーザルは、最優秀提案者（契約予定者）の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (7) 提出書類の記入において平成29年度豊中市入札参加資格を有している者は、豊中市に届け出ている使用印鑑を押印してください。
- (8) 本プロポーザルにより、選定された法人又は団体等の内、豊中市入札参加資格登録が未登録の者は、速やかに豊中市入札参加資格登録の手続を行うものとします。
- (9) 本プロポーザル及び事務における透明性を確保するため、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は、原則として次の事項について公開するものとします。
- ①参加者全員の商号又は名称
 - ②事業予定者の商号又は名称
 - ③資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称
- (10) 本実施要領書に定めるほか、必要な事項についてはクリーンランドが定めるものとします。